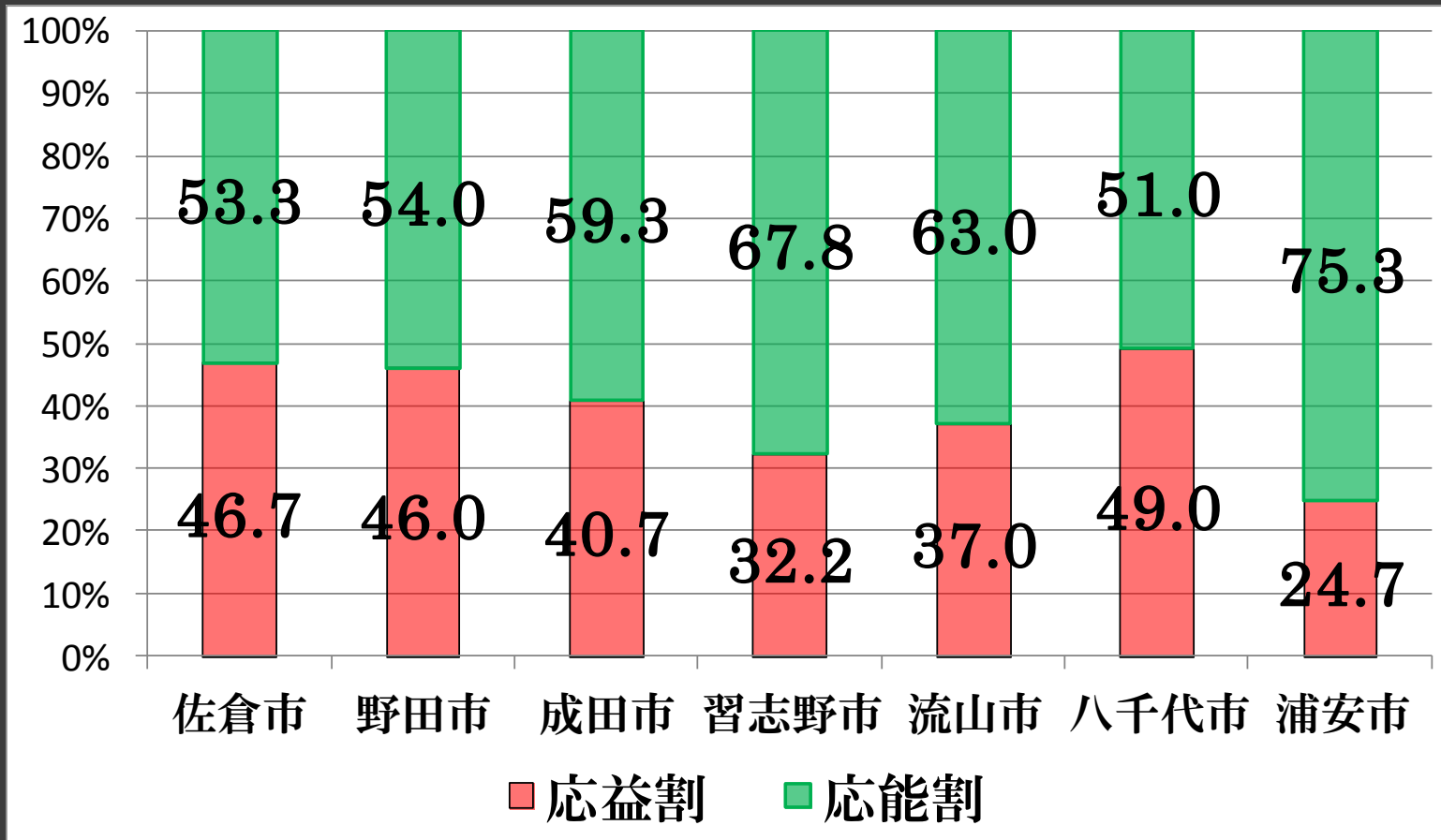


# 保険料算定の方法

～所得に見合う応能分の割合は？～



# 佐倉市の国保税(1)

\*1世帯当り平均 (2010年度現在) :

佐倉市 : 124,830円

最高 : 野田市 143,011円

最低 : 成田市 92,753円

\*1人当り平均

佐倉市 : 105,634円

最高 : 野田市 143,011円

最低 : 成田市 92,753円

# 佐倉市の国保税(2)

\* 水準自体は6市との対比で中位

\* 応益割の比重が高い(逆にいうと応益割の比重が低い)。

佐倉市 53.3 : 46.7    浦安市 75.3 : 24.7



所得に対して逆進的

\* 保険税が払えない水準になる1つの要因

# 世帯所得に対する保険料の割合

－全世帯・H20年度－

所得階級	平均所得 ①	平均保険料 ②	②／①
80～100万円	905千円	109,830円	12.1%
150～200万円	1,735千円	189,357円	10.9%
300～400万円	3,436千円	330,375円	9.6%
500～700万円	5,819千円	500,404円	8.6%
1,000万円～	19,661千円	580,070円	3.0%

# 国保加入者の所得水準

－2010年度・全国集計－

所得なし 26.9%

(給与収入世帯で98万円以下、年金収入世帯で153万円)

0～100万円 23.9%

100～200万円 24.1%

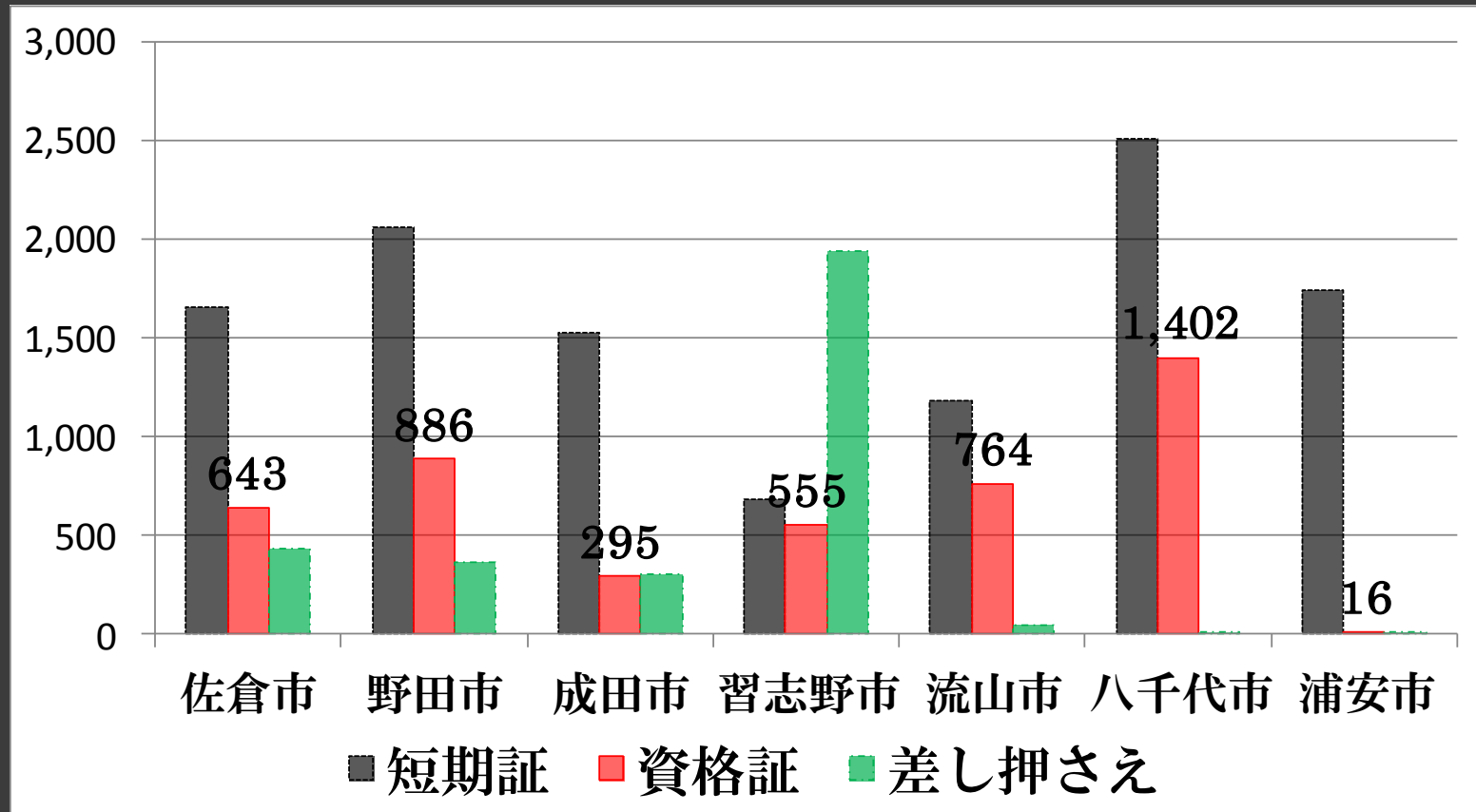
200～500万円 20.2%

500万円以上 4.9%

所得不詳 7.2%

(厚労省『国民健康保険実態調査報告』H21より)

# 滞納のためペナルティを受けた世帯数



# 短期証・資格証への切り替え

## 短期被保険者証：

- ・ 滞納期間が1年未満の場合。
- ・ 有効期間が短い「短期被保険者証」に切り替えられる。

## 被保険者資格証明書

- ・ 特別の事情（※）がなく1年以上保険料の滞納が続いた場合。
- ・ 窓口でいったん全額自己負担

# 「特別の事情」とは

- 世帯主が財産に災害または盗難に遭った場合
- 世帯主または生計を一にする親族が病気にかかったり負傷したりした場合
- 世帯主が事業を廃止、休止した場合
- 世帯主が事業について著しい損失を受けたこと
- 以上の事項と類する事由があった場合



# 低所得層に集中する滞納処分

- 短期証・資格証発行世帯の割合

佐倉市：2,303世帯(加入世帯の8.1%)

最高：八千代市12.0% (3,582世帯)

最低：習志野市5.1% (1,239世帯)

- 資格証発行世帯の所得分布 (未申告世帯 + 年間所得200万円未満の世帯の割合)

佐倉市：78.0%

最高：流山市88.0% 最低：浦安市50%